

松 高 第 8 4 2 号  
平成24年10月30日

介護保険サービス提供事業者 様

松原市健康部高齢介護課長

介護保険給付制限にかかるお知らせ（情報提供）

平素は、介護保険行政にご理解・ご協力いただきありがとうございます。

標記の件につきまして、介護保険法第66条、第67条並びに第69条の規定による保険料滞納者にかかる支払方法変更、一時差し止め、給付額減額（以下「給付制限」という。）を以下の流れで実施することになりますので、お知らせいたします。実施となる場合は、介護保険被保険者証（以下「証」という。）の三ページ目、給付制限の欄に記載することになりますので、各事業者におきましては、証をよくご確認いただきますようお願いいたします。

記

1. 介護保険料を1年以上滞納している場合、被保険者宛に支払方法変更（償還払化）予告通知書が送付されます。支払いが滞っている理由等を弁明書に記載していただき、疑義等がある場合「支払方法の変更」となります。この場合、被保険者が介護サービス提供者に一旦費用の全額（10割分）を支払い、後日市に給付費用（9割分）の支給申請を行っていただくこととなります。  
また、介護サービス提供事業者の皆様におきましては、該当の被保険者に対して「サービス提供証明書」を発行していただくこととなります。（下記、2. 3. の場合も同様。）※様式が必要な場合は、ご連絡ください。
2. 弁明書の提出がなされず、1年6ヶ月以上滞納している場合は、「支払一時差止通知書」が送付され、特定福祉用具購入や住宅改修時の償還払いの対象となる全額又は一部が差止となります。
3. 依然として滞納が2年以上続いた場合は、「給付額減額等決定通知書」が送付され、サービス利用時の本人負担が3割となります。

なお、対象者のいる事業所におきましては市より個別にご通知させていただきます。また、上記1. 2. 3. の給付制限適用時は、毎回最新の証の提出を求めることになりますので、よろしくようお願いいたします。

松原市健康部高齢介護課  
認定係・介護収納係  
代表：072-334-1550